

「令和7年長崎県養殖実態調査」実施要領

1. 調査の目的

県内における水産動植物の養殖実態を把握し、その情報を、養殖種ごと、区画漁業権ごと等にデータベース化することにより、本県養殖業の傾向・特性を踏まえた効率的な施策を展開するための基礎資料に資すると同時に国が実施する海面漁業生産統計調査等への提供資料とするもの。

2. 調査対象者、調査対象期間

(1) 調査対象者

○県内の海面および内水面において水産動植物の養殖業を営む全ての 経
営体とする。ただし、調査が別途実施されるくろまぐろ、うなぎ、 陸
上養殖業（者）は対象外とする。

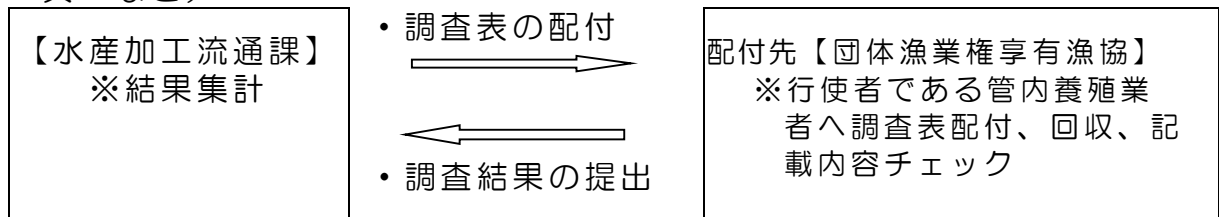
(2) 調査対象期間

○令和7年1月1日 から 令和7年12月31日 まで

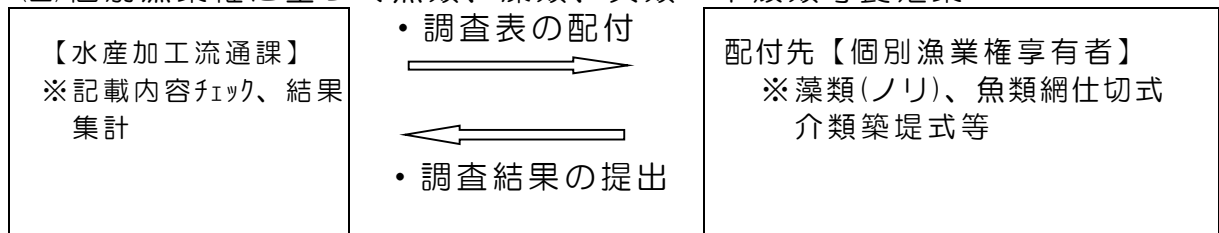
3. 調査の方法

以下の(1)から(5)までの流れにより調査を行う。

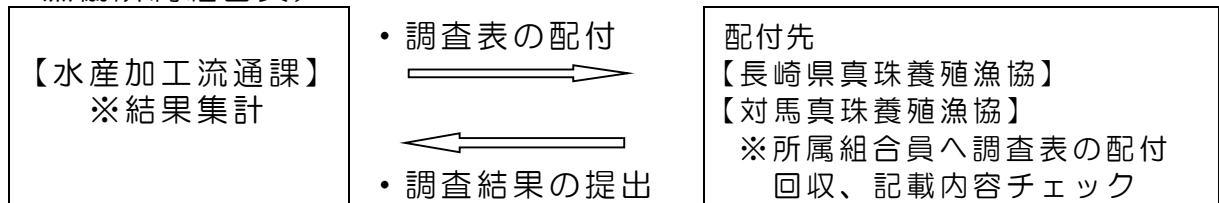
(1) 団体漁業権に基づく養殖業（魚類、藻類、貝類・甲殻类等、あこや貝 など）



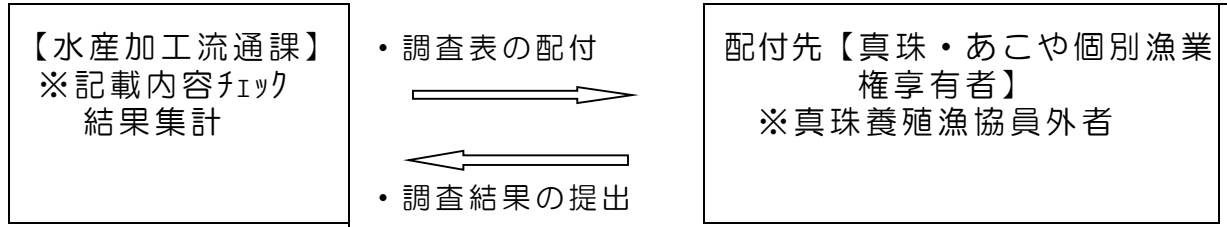
(2) 個別漁業権に基づく魚類、藻類、貝類・甲殻类等養殖業



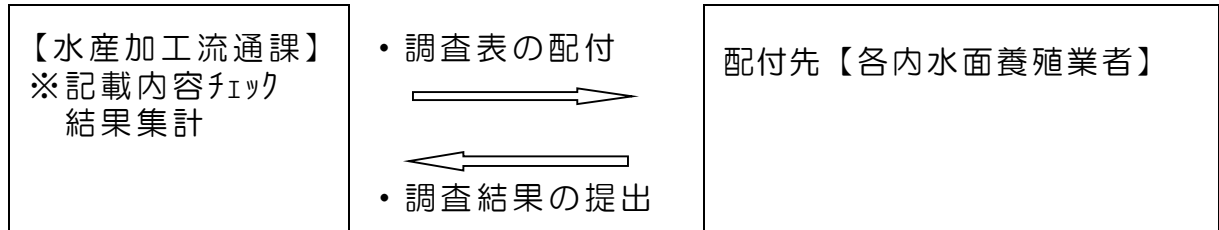
(3) 個別漁業権に基づく真珠・あこや貝養殖業（長崎・対馬真珠養殖漁協所属組合員）



(4) 個別漁業権に基づく真珠・あこや貝養殖業（員外者）



(5) 内水面養殖業者



(6) 調査表様式

県ホームページより、各報告様式をダウンロードしてください。

4. 期限・提出方法

- (1) 提出期限 : 令和8年7月31日（金）
- (2) 提出方法 : 電子媒体（エクセルファイル）または
紙媒体（電子媒体での提出が困難な場合）により提出
- (3) 提出先 : 長崎県 水産部 水産加工流通課 養殖振興担当
- (4) 提出書類 : （別表）のとおり

（参考）調査スケジュール

○7月31日：調査表提出期限（水産加工流通課）

↓
○9月 調査結果のとりまとめ
※九州農政局への資料提供等に活用

(別表)

調査対象者ごとの提出書類

(○：必須 ×：不要)

	長崎県養殖実態調査表 (漁場の活用状況)					
	1	2	3	4	5	6
	魚類	介類	藻類	あこや 貝	真珠	内水面
団体漁業権享有漁協 (くろまぐろ養殖を除く)	○	○	○	○	×	×
団体漁業権享有漁協 (くろまぐろ養殖)	×	×	×	×	×	×
区画漁業権(個別漁業権) 享有者(藻類、魚類網仕切 式、介類築堤式養殖業)	○	○	○	×	×	×
長崎県真珠養殖漁協、 対馬真珠養殖漁協組合員	×	×	×	○	○	×
真珠、あこや貝区画漁業権 (個別漁業権) 享有者	×	×	×	○	○	×
内水面養殖業者 (うなぎ養殖を除く)	×	×	×	×	×	○